

政策創造研究科博士学位基準

2019年9月24日 教授会決定

法政大学学位規則に基づき、学位基準【博士(政策学)、博士(学術)】を次のとおり定める。

1. コースワークに関して、所定の単位を履修していること
2. 専門学術誌に所定の査読論文を掲載していること
3. 外国語要件について、所定の条件を満たしていること
4. 所定の研究発表を行い博士論文提出の了承を得ること
5. 博士論文を提出し、本研究科以外の本学内外の教員を含む審査委員による所定の審査及び最終試験に合格すること
6. 博士課程退学後3年以内に博士論文を提出する者にも本基準を適用する。
7. 委細については別途定める。

法政大学学位規則第19条第2項に基づく学位論文審査基準は下記とする。

- (1) リサーチ・クエスチョン、または、学術的「問い」の設定と分析を通じて独創性の高い学術的な貢献が明快であること
- (2) 研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すこと
- (3) その他、修士の学位論文審査基準のすべてを満たすこと

博士(政策学)の学位論文審査基準については、上記に加え、さらに独創性の高い政策理念が提示されていること

附則

1. 本学位基準は2019年10月1日よりすべての博士後期課程在籍者に適用する。
2. 「政策創造研究科博士学位基準」(教授会決定、2012年3月3日)は本学位基準の施行により廃止する。